

(別紙)

令和8年度鳥取県まちづくり人材育成研修実施業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度鳥取県まちづくり人材育成研修実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

県内における景観やまちなみ等を活かしたまちづくりを促進するため、まちづくり活動の手法、事例等を学び、実践に繋げるための研修の実施や参加者間の交流等により、官民のまちづくり人材の育成及びネットワークづくりを図る。

3 業務期間

契約締結日から令和9年1月15日（金）まで

4 業務内容

まちづくり活動の手法、事例等を学ぶ研修及びまちづくり的思考を養うワークショップ（以下「まちづくり研修」という。）を以下のとおり実施すること。

(1) 実施項目

ア 自治体職員向け研修

県内自治体の職員を対象に、まちづくり研修の事前研修の位置づけとして、民間のまちづくり実践者による研修会を開催すること。

| 項目 | 時間 | 内容・テーマ |
|-----------|-------|--------------|
| 自治体職員向け研修 | 2時間程度 | 公民連携によるまちづくり |

イ まちづくり研修

官民の人材を対象に、以下のまちづくり研修を開催すること。（各研修の順番等は協議による）

| 項目 | 時間 | 内容・テーマ |
|----------|---------|-----------------------------|
| 1日目 | | |
| 研修①・振り返り | 1.5時間程度 | 景観・風景を切り口にしたまちづくり |
| 研修②・振り返り | 1.5時間程度 | 遊休化している空間や空き建築物を活かしたまちづくり |
| ワークショップ① | 2時間程度 | まちづくり実践、まちづくり思考の深化、仲間づくり等 |
| 2日目 | | |
| 研修③ | 1時間程度 | 公民連携によるウォークアブルなまちづくり |
| 研修④ | 1時間程度 | 郊外都市・山間部等における地域資源を活かしたまちづくり |
| ワークショップ② | 2時間程度 | まちづくり実践、まちづくり思考の深化、仲間づくり等 |

(2) 講師選定等

県と協議の上、研修計画を立案するとともに、原則として地方公共団体が主催又は委託により実施する研修等の講師を務めた実績を有する官民の活動実践者を講師として選定することとし、講師への実施依頼、打ち合わせ、謝金・旅費の支払い等を行うこと。

(3) 研修方法

原則として集合方式とするが、研修①～④については、録画及びオンライン配信が可能な環境を整えること。また、実施に要する経費の負担及び機器等の準備を行うこと。

(4) 受講者募集

まちづくり研修の開催チラシを作成し、電子データ及び印刷物（2,000部程度）を県に提出するとともに、県と連携して受講者募集を行うこと。（受講対象者：鳥取県内のまちづくり活動に関わる・関わろうとする方及び行政職員）

(5) アンケート実施

自治体職員向け研修及びまちづくり研修の受講者に対するアンケートを実施し、その結果を取りまとめるこ

と。

(6) 受講者リストの作成

まちづくり研修の受講者リストを作成すること。

5 成果品

(1) 成果物及び数量

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。なお、電子データのファイル形式及び使用ソフトについては事前に発注者と協議すること。

ア 業務完了報告書 1部

イ まちづくり研修の実施に使用したデータ 一式

ウ まちづくり研修のアンケート 一式

エ 受講者リスト 一式

(2) 納入期限

令和9年1月15日（金）

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物を当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 個人情報の保護

(1) 受注者等は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守して適正に管理し、本業務の履行上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

10 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、内容について協議すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。